

真岡市土砂等の埋立て等による
土壌の汚染の防止に関する条例

届出の手引き

真 岡 市

令和7年4月

目 次

○ 小規模特定事業の届出をされる皆様へ	1
I 届出制度の概要	3
II 小規模特定事業を実施する方への留意事項	5
III 小規模特定事業届出に必要な書類	9
IV 小規模特定事業届出等作成要領	10～17
1 小規模特定事業届（別記様式第1号）記載要領	10
2 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）記載要領	12
3 小規模特定事業変更届（別記様式第5号）記載要領	14
4 土砂等搬入届（別記様式第7号）記載要領	14
5 土砂等発生元証明書（別記様式第8号）記載要領	14
6 検査試料採取調書（別記様式第9号）記載要領	15
7 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）記載要領	15
8 土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）記載要領	15
9 小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）記載要領	16
10 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第13号）記載要領	16
11 小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）記載要領	16
12 その他	17
参考（車両表示：例）	18
V 条例・規則等	19～72
1 条例・規則対照表	19
2 安全基準（規則別表第1、第2）	40
3 周辺地域の生活環境及び自然環境の保全措置（規則別表第3）	43
4 申請書等の様式	45
5 参考 別記様式第8号の表中、発生土砂等の区分について	65

小規模特定事業の届出をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止するため、栃木県では事業区域面積3,000平方メートル以上についての土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を平成11年4月1日から施行しました。

真岡市においても県条例と連携し、事業区域面積が500平方メートル以上で3,000平方メートル未満を対象とした条例を平成12年6月1日から施行しました。

その後、数回の改正を経て、令和7年4月より栃木県において「宅地造成及び特定盛土規制法」(以下「盛土規制法」という。)による規制が開始されたことに伴い、土壌汚染防止に関する条例に改正を行います。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、堆積を行なわれるようお願いします。

(これまでの主な改正)

○ 平成18年3月改正

平成11年4月の条例施行後6年以上が経過し、赤土等園芸用土採取跡地の埋立て等の増加など、施行時からの新たな状況変化が生じてきたことから、土砂等の埋立て等に関する事業(特定事業)の一層の適正化を図りました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 適正かつ計画的な埋立て事業の実施や、現場の管理体制の充実・確保を図るための改正

- ① 特定事業期間を3年以内に制限
- ② 搬入車両への表示の義務付け
- ③ 土砂等管理台帳の作成等の義務付け
- ④ 周辺住民等への事業内容の周知

(2) 許可申請等を一部簡素化し、迅速・円滑な許可手続を推進するための改正

- ① 表土検査規定の廃止
- ② 一時たい積に係る手続の緩和

(3) 埋立て事業者に加え、土地所有者や埋立て事業の関与者に対しても、実効性ある指導を行うための改正

- ① 土地所有者から同意書を取得する際に、事業者が事業内容を説明する義務
- ② 土地所有者の特定事業の実施状況の確認義務
- ③ 土砂等排出者の排出土砂等の汚染状態確認等責務
- ④ 安全基準不適合土砂搬入者及び埋立て等要求者等に対する措置命令制度

(4) 不適正な埋立て事業を行った者や行うおそれのある者に対し、処分規定を強化する改正

- ① 過去の処分対象者等を許可対象から除外(欠格要件の創設)
- ② 措置命令不服従者の公表制度の創設
- ③ 特定事業の譲受け許可の創設
- (5) 関係法令との調整に関する改正
 - ① 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく特定事業の県条例の適用除外措置

○ 平成21年3月改正

平成21年4月、土壤汚染対策法(以下「法」という。)が一部改正され、汚染土壤処理業の許可制度等が新設されたこと等に伴い改正しました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 市条例の対象外とする埋立て等の追加(第2条)

汚染土壤処理業の許可を受けた者が設置する汚染土壤処理施設等において行われる土砂等の埋立て等については、周辺環境の安全が確保されるため、市条例の適用対象外とした。

(2) 特定事業の許可不要区域の変更(第4条)

法に規定する「指定区域」内で行う県条例に基づく特定事業については知事の許可を不要としている。法の一部改正により「指定区域」が「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」とに分類されたことに伴い、市条例の規定を改正した。

○ 平成24年3月改正

平成23年6月に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、未成年後見人に法人を選任することができることとなったことに伴い改正しました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 法定代理人が法人である場合の許可の基準等の追加(第6条)

第4条の許可の申請があった際の申請者の欠格要件の規定について、法定代理人が法人である場合、その役員を欠格要件の対象とした。

○ 令和3年12月改正

不適切な土砂等の埋立てを防ぎ、生活環境及び自然環境を保全するため、規制の強化を図りました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 栃木県外の土砂等の埋立ての禁止
- (2) 改良土による埋立ての禁止
- (3) 一時堆積場を経由した土砂等による埋立ての禁止
- (4) 事業者による住民説明会の開催の義務化

○ 令和7年4月改正

令和7年4月より、栃木県において盛土規制法による規制が開始されたことに伴い、一部改正し、災害発生防止については、盛土規制法により対処することとし、土壤汚染防止については、「真岡市土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例」により対処することとしました。

Ⅱ 小規模特定事業を実施する方への留意事項

1 小規模特定事業について

(1) 小規模特定事業

開発行為や宅地造成等において、当該事業区域外から搬入した土砂等で埋立て等を行う場合が対象となる(当該事業区域内の切土・盛土で土工工事を実施する場合は対象外となるが、隣接地であっても外部から搬入すれば対象となる。)。このうち土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の事業が特定事業に当たる。

(2) 小規模特定事業区域

小規模特定事業区域の面積は、土砂等の埋立て等の用に供する区域の面積のことを指し、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所の面積は含まない。

(3) 事業規模の変更に伴う県条例の届出

事業規模が、変更により3,000㎡以上になった場合は、その時点で県条例の届出が必要となります。

(4) 継続事業

500㎡以下の面積で複数回に分けて事業を行っても一体の事業と判断されるものは、本条例の対象となります。

2 特定事業の実施にあたって

(1) 小規模特定事業を行う区域(土地)の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に確認してください。(埋蔵文化財がある場合は、その調査後の届出となります。)

(2) 小規模特定事業を行う区域(土地)内に、認定外水路(青地)や認定外道路(赤道)がある場合(公図で確認してください。)は、それが機能しているかどうか、埋立てるために必要な措置はどうするのか等を、建設課(管理係)等に確認してください。

(3) 小規模特定事業を行う土地が農地の場合は、農地転用(一時転用を含む。)の手続きが必要な場合があります。

(4) 小規模特定事業を行う土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届が異なるため、農政課又は県東環境森林事務所に必要な手続きを確認してください。

(5) 開発行為など、関係許認可等を十分に確認してください。

(6) 500㎡以上1,000㎡未満の小規模一時堆積事業場(ストックヤード)は、栃木県生活環境の保全等に関する条例の粉じんに係る特定施設に、また1,000㎡以上の小規模一時堆積事業場(ストックヤード)は、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設に該当するため、それぞれ特定施設の設置届等が必要になります。

(7) 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受けてください。

3 使用材料等

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、埋め立てることができない。
- (2) 不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌を特定事業場内に搬入することは認めていない。
- (3) 栃木県外の土砂等、改良土及び一時堆積場を経由した土砂等は、埋め立てることができない。

4 土砂等搬入届の事前提出について

土砂等を搬入する前に、必ず土砂等搬入届を提出すること。

市では、土砂等が実際に搬入される前に、土砂等発生元証明書に記載のある現場責任者等に対して、工事の状況等について、原則として電話等により確認を行っているほか、状況により、発生元の現地確認を行うこととしている。

5 その他

- (1) 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに作成する必要がある。
- (2) 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。
- (3) 特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、特定事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。

小規模特定事業届出後におこなうこと(注意書)

1 標識の掲示等(土砂条例 13 条)

- ①土砂等の埋立て等に関する標識(規則 13 条第 2 項)を掲示。
- ②小規模特定事業区域と区域外との境界を明らかにする表示を行う(届出前現地調査時に杭等で明示しているものをそのまま設置しておくこと)。

2 関係書類の縦覧(12 条)

申請書や届出書等の市長に提出した書類の写しと土砂等管理台帳(別記様式第 10 号)を周辺住民や利害関係者に対して縦覧に供する。

小規模特定事業施行中

3 土砂等の搬入の届出(9 条)

必ず土砂等を搬入する前に届出すること。

必要書類(届出の手引きp14 の 4 を参照)を添付し、土砂等搬入届(別記様式第 7 号)を提出。
※栃木県外の土砂、改良土及び一時堆積場を経由した土砂等は、埋め立てることができない。

4 変更届出(5 条)

土砂等搬入届提出により、届出書に添付した「小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に変更がある場合には、小規模特定事業変更届(別記様式第 5 号)を提出(基本的に土砂等搬入届と併せて提出)。

土砂等を搬入するとき

5 搬入車両への表示(13 条の 2)

土砂等搬入車両の見やすい箇所に規則第 13 条の 2 で定める内容を表示(届出の手引きの参考 P.18 を参照)。

6 土砂等管理台帳の作成(10 条 1 項)

採取場所ごとに一日当たりの搬入量等を土砂等管理台帳(別記様式第 10 号)に記載。

7 土砂等の量等の報告(10 条 2 項)

6 月経過日から 2 週間以内に小規模特定事業状況報告書(別記様式第 12 号)に土砂等管理台帳の写しを添付して報告。

搬入開始日から 6 か月ごと

8 水質検査などの実施及び結果報告(11 条 1 項)

- ①水質検査試料を採取して検査(実施できない場合は地質検査)。なお、試料採取には市が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。
- ②小規模特定事業水質検査等報告書(別記様式第 14 号)で 6 月経過日から 2 週間以内に水質検査等結果を報告。

※1:届出内容から変更を行う場合には手続が必要になるので、必ず事前に相談すること。



9-1 完了の届出(14 条)

小規模特定事業完了届(別記様式第 15 号)を提出。

9-2 土砂等の量の報告(10 条 2 項)

小規模特定事業状況報告書(別記様式第 12 号)に土砂等管理台帳の写しを添付して、小規模特定事業完了届と併せて提出。

※2:届出内容と異なる土量で完了する場合には手続が必要になるので、必ず事前に相談すること。

完了日から
15 日以内



10 水質検査などの実施及び結果報告(11 条 1 項)

- ①完了検査時に水質検査試料及び地質検査試料を採取。なお、完了検査を受ける際は、必ず事前に市と日程調整すること。
- ②小規模特定事業水質検査等報告書(別記様式第 14 号)で市長が別に指定する日に水質検査等結果を報告。

※3:小規模特定事業の完了検査は表土を敷きならす前に実施するので、完了検査を受けずに表土を敷きならししないこと。

完了検査を受ける
とき



11 関係書類の保存(19 条)

小規模特定事業完了届等を提出した日から 5 年間、市長に提出した書類の写しを保存。

完了等
後

Ⅲ 小規模特定事業届出に必要な書類

小 規 模 特 定 事 業		小 規 模 一 時 堆 積 事 業	
1	目次	1	目次
2	小規模特定事業届（別記様式第1号）	2	小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）
3	同 上（別紙搬入計画等）		
4	申請者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人登記事項証明書）	3	申請者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人登記事項証明書）
5	小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	4	小規模特定事業場位置図及び付近の見取図
6	実測平面図	5	実測平面図（土砂等堆積最大）
7	実測縦断面図	6	実測縦断面図（土砂等堆積最大）
8	実測横断面図	7	実測横断面図（土砂等堆積最大）
9	小規模特定事業場土地登記事項証明書	8	小規模特定事業場土地登記事項証明書
10	小規模特定事業場公図（写し）	9	小規模特定事業場公図（写し）
11	使用土砂等予定量計算書		
12	小規模特定事業の周辺地域の生活環境及び自然環境保全措置を記載した書面	10	小規模特定事業（小規模一時堆積特定事業）の周辺地域の生活環境及び自然環境保全措置を記載した書面
13	関係許認可等の申請書の写し	11	関係許認可等の申請書の写し
	農地法（農地転用許可、届）		農地法（農地転用許可、届）
	森林法（林地開発、伐採届）		森林法（林地開発、伐採届）
	優良農地林地保全特別措置要綱		優良農地林地保全特別措置要綱
	都市計画法（開発行為）		都市計画法（開発行為）
	文化財保護法（埋蔵文化財確認）		文化財保護法（埋蔵文化財確認）
	真岡市法定外公共物管理条例 等		真岡市法定外公共物管理条例 等
	宅地造成等規制法		宅地造成等規制法
14	その他（ ）	12	その他（ ）

IV 小規模特定事業届出等作成要領

1 小規模特定事業届（別記様式第1号）【45頁】記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。
- ◇ 届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【届出書関係】

(1) 小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の地番をすべて記載すること。（別紙で記載することも可）

(2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500 程度でA0～A4 の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等の施設の位置を明示すること。）（添付書類(12)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

(4) 現場管理責任者の氏名

施行規則第16条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの予定量の合計におおむね合致すること。

(6) 小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行なう期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合には、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。この場合、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可。）を添付すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合には、使用許認可等の期間の範囲内で記載すること。ただし、土砂等の搬入予定量を勘案し、相当と認められる期間とする。この場合、当該許可等を証明する書類（許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

(7) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造

事業の前後の構造が判別できる 1/500 程度の断面図で、盛土が最大となる位置及び盛土厚並びに法面勾配を記載すること。また、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。（別添書類(12)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

※事業開始前の構造の図面が、現地の実情と異なることが無いよう、注意すること。(正しい図面を添付すること)

また、届出後、実際に特定事業を開始するまでの間に現地の地形に手を加えるなどして、現地の実情が、事業開始前の構造図面と異なる状態になると、原則として変更の届出を行う必要があるので注意すること。

- (8) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

別紙に記載すること。なお、搬入経路及び搬入路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、建設省令第19号(平成3年10月25日付け)及び国土交通省通達「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け)によるものであること。

【添付書類関係】

- (9) 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し(法人の場合にあっては、法人登記事項証明書)

届出日前3月以内に発行されたものに限る。

- (10) 小規模特定事業場の位置図

1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (11) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (12) 小規模特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

(原則として 1/250～1/500 の図面とする。)

なお、保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していることとする。

- (13) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前3月以内に発行されたものに限る。

- (14) 小規模特定事業の公図の写し

小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

- (15) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

構造基準にあわせて積算すること。

- (16) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置に関する計画書(別記様式第2号)【48 頁】

別表第3【43 頁】に掲げる基準を満たした、土地の埋立て等の施工管理体制、土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること。(例:散水車による散水、場内走行速度 5Km/h 以内、搬入・

搬出車両の通行時間帯の制限等)

(17) その他

ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）【49頁】記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。
- ◇ 届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【届出書関係】

(1) 小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の地番をすべて記載すること。（別紙で記載することも可）

(2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500 程度でA0～A4 の大ききで図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等の施設の位置を明示すること。）（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

(4) 現場管理責任者の氏名

施行規則第16条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5) 小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行なう期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合には、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。この場合、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合には、使用許可等の期間の範囲内で記載すること。ただし、土砂等の搬入予定量を勘案し、相当と認められる期間とする。この場合、当該許可等を証明する書類（許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

(6) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(7) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

1/500 程度で土砂等の堆積が最大となった時の堆積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

なお、断面図には、各縦横断面部において盛土が最大となる位置及び盛土厚並びに法面勾配を記載すること。(別添書類(14)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。)

【添付書類関係】

- (8) 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し(法人の場合にあっては、法人登記事項証明書)

届出日前3月以内に発行されたものに限る。

- (9) 小規模特定事業場の位置図

1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (10) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (11) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前3月以内に発行されたものに限る。

- (12) 小規模特定事業の公図の写し

小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

- (13) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置に関する計画書(別記様式第2号)[48 頁]

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること。(例:散水車による散水、場内走行速度 5Km/h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等)

- (14) 小規模特定事業の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

(原則として 1/250～1/500 の図面とする。)

なお、保安距離は、平面図と断面図が対応していることとする。

- (15) その他

ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借契約書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

3 小規模特定事業変更届（別記様式第5号）【52頁】記載要領

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

【届出書関係】

(1) 計画の変更を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

【添付書類関係】

(2) 変更事項に応じた書類を添付すること。

(3) 届出書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

4 土砂等搬入届（別記様式第7号）【55頁】記載要領

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

なお、提出は郵送不可、持参すること。

(1) 土砂等の採取場所ごとに作成すること。

(2) 同一採取場所の場合は、5,000 m³までごとに作成すること。

(3) 土砂等の搬入予定量

1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000 m³以下であること。

(4) 土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(5) 添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書（原則、発行日から6か月以内のものに限る。）、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

5 土砂等発生元証明書（別記様式第8号）【56頁】記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

(1) 土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行なう事業者となる。

(2) 当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(3) 今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明に係る土砂等の量(一度に最高 5,000 m³まで)が記載されていること。

(4) 発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から当該小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

6 検査試料採取調書(別記様式第9号)【57頁】記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行なった者が記載するものであること。

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

(1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

(2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第1【40頁】及び別表第2【42頁】に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。(規則第8条第4項)

(3) 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録をうけた計量証明事業者が発行するものであること。

7 土砂等管理台帳(搬入用)(別記様式第10号)【58頁】記載要領

※ 小規模特定事業及び小規模特定事業(小規模一時堆積事業)の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

届出時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
(変更のあった場合は、変更後の量)

(2) 土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「〇〇株式会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

(3) 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入量

届出時に積算した、年間及び1日平均の土砂等の搬入予定量を記載すること。
(変更のあった場合は変更後の量)

8 土砂等管理台帳(搬出用)別記様式第11号)【59頁】記載要領

◇ 小規模特定事業(小規模一時堆積事業)の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1) 年間の小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬出搬出量

届出時に積算した、年間及び1日平均の土砂等の搬出予定量を記載すること。
(変更のあった場合は変更後の量)

(2) 小規模特定事業場等への搬出

- ① 搬出先直下の欄へは、当該小規模一時堆積場から搬出する場所を記載すること。
- ② 搬出先に対応する各日付欄へは、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

9 小規模特定事業状況報告書(別記様式第12号)【60頁】記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳(搬入用)(別記様式第10号)の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

(1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2) 今回報告量

報告にかかる期間(6月間)に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回累計量を加えた量になること。

10 小規模特定事業(小規模一時堆積事業)状況報告書(別記様式第13号)【61頁】記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳(搬入用)(別記様式第10号)及び土砂等管理台帳(搬出用)(別記様式第11号)の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。

11 小規模特定事業水質検査等報告書(別記様式第14号)【62頁】記載要領

※ 当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書(別記様式第9号)及び計量証明書添付し、施行規則第12条の表の検査の欄に掲げる区分に応じ、同表の提出時期の欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

(1) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために

行う水質検査は、次の①に掲げる項目の区分に応じ、①に定める方法により行われなければならない。(規則第10条)

① 別表第1【40 頁】及び別表第2【42 頁】に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量

土壤の汚染に係る環境基準について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法。

- (2) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第11条第1項第2号及び第3号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表第1【40 頁】及び別表第2【42 頁】に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により行われなければならない。
- (3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第 107 条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。
- (4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

12 その他

(1) 小規模特定事業変更届(別記様式第5号)【52 頁】

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

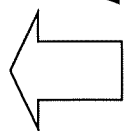
(2) 小規模特定事業完了届(別記様式第15号)【63 頁】

◇ 提出部数は、2部とする。ただし、正本の1通の外は写しでよい。

◇ 完了又は廃止(休止)した特定事業区域の現況が分かる平面図、縦横断面図を添付すること。

土砂等搬入車両

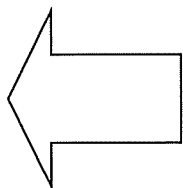
○搬入先（小規模特定事業区域）



【100ポイント以上】

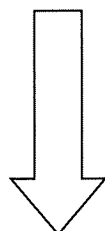
真岡市荒町〇-〇-〇 ほか

○許可事業者



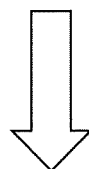
【60ポイント以上】

(株)もおか土砂



○土砂等搬入事業者

(有)残土運送



【60ポイント以上】

V 真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例、規則対照表 (R7. 4. 1)

条 例	規 則	備 考
○真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例 (平成12年3月28日条例第18号) 〔沿革〕 制定 平成12年3月28日条例第13号 改正 平成15年12月19日条例第30号 平成18年3月17日条例第15号 平成21年3月16日条例第27号 平成22年3月19日条例第8号 平成24年3月15日条例第11号 令和3年12月16日条例第30号 令和7年4月1日条例第19号	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行 規則 (平成12年規則第13号) 〔沿革〕 制定 平成12年3月28日規則第13号 改正 平成14年3月28日規則第23号 平成15年3月31日規則第12号 平成17年3月17日規則第7号 平成18年6月22日規則第32号 平成19年9月30日規則第34号 平成20年8月20日規則第39号 平成20年10月20日規則第46号 平成21年3月16日規則第6号 平成22年3月31日規則第6号 平成23年3月31日規則第13号 平成23年9月30日規則第25号 平成24年3月30日規則第15号 平成24年11月9日規則第36号 平成25年1月30日規則第1号 平成26年8月21日規則第21号 平成27年5月25日規則第25号 平成28年3月22日規則第8号 平成29年4月1日規則第18号 平成31年4月1日規則第18号 令和元年7月1日規則第6号 令和元年12月14日規則第15号 令和2年10月30日規則第47号 令和3年12月16日規則第29号 令和7年4月1日規則第 号	

(目的) 第1条 この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。 (2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に従事する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるとき）は、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に従事する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。 (3) 小規模特定事業等 小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に従事する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に従事する区域の面積が500平方メートル未満であるものをいう。 (4) 改良土 土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石	(趣旨) 第1条 この規則は、真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成12年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例第2条第1号の規則で定める堆積) 第2条 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。 (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積 (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積 2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。	・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は含まない。 ・公有水面の埋立ては対象外 ・原材料の堆積例 「土壌改良プラントでの土砂」「瓦、煉瓦」「鹿沼土（園芸用として製品化されるものに限る）」などの原材料となる土 ・宅地造成事業、ゴルフ場の造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象とならない。
--	--	--

灰を混合し、化学的安定処理したものをいう。 (事業者の責務) 第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業等による土壌の汚染を防止し、並びに生活環境及び自然環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止並びに生活環境及び自然環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。 2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生し、及び自然環境が破壊されるおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。 3 土砂等を運搬する事業者を行う者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生し、及び自然環境が破壊されるおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。 (土地の所有者の責務) 第3条の2 土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染並びに生活環境の悪化及び自然環境の破壊のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。 (市の責務) 第3条の3 市は、小規模特定事業等による土壌の汚染の防止並びに生活環境及び自然環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (県及び他の市町村との連携等) 第3条の4 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止並びに生活環境及び自然環境の保全に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止並びに生活環境及び自然環境の保全に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うも	6
--	----------

のとする。 (土砂等の安全基準等) 第3条の5 小規模特定事業等を使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。 2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、並びに生活環境及び自然環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。 3 小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等又は改良土を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。 4 小規模特定事業に用いる土砂等は、栃木県内から発生したものであり、その土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。 第3条の6 削除	(小規模特定事業の届出) 第4条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。	(安全基準) 第3条 条例第3条の5第1項の安全基準は、別表第1及び別表第2の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。 2 条例第3条の5第2項の規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。	(小規模特定事業の届出) 第4条 条例第4条の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（法人にあつては、登記事項証明書） (2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図 (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） (4) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (6) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第2号） (7) 小規模特定事業が法令等に基づく許可等を必要とする場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書面又は当該許可等の申請の状況を明らかにした書面	・他の法令等の許可等 の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等を
--	---	---	---	---

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業 (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業 (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業 (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業	(8) その他市長が必要と認める書類 2 前項の規定にかかわらず、条例第4条の届出をしようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合にあつては、当該届出をしようとする者は、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類 (2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） (3) その他市長が必要と認める書類 （公共的団体の範囲） 第5条 条例第4条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合 (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合	添付 ・砂利採取跡地、採石跡地への埋立ては届出対象
---	--	---

(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの 第4条の2 削除 第4条の3 削除	(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。 （条例第4条第6号の規則で定める小規模特定事業） 第6条 条例第4条第6号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。 (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業 (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業 （変更の届出） 第7条 条例第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業変更届（別記様式第5号）に第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。 2 条例第5条第1項の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。 3 条例第5条第2項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届（別記様式第6号）を提出して行わなければならない。 2 前条の届出をした者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 第5条の2 削除 第6条から第8条まで 削除
---	--

・樹木のために樹木と一緒に搬入する土砂等
・運動場に砂を撒く行為、駐車場に砂利を敷く行為、及びゴルフ場のパシカーに砂を入れる行為

(土砂等の搬入の届出) 第9条 第4条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規定するもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規定するものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。 (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許可等がなされた採取場所から採取された土砂等である場合であって、当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 (土砂等管理台帳の作成等) 第10条 第4条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。	(土砂等の搬入の届出) 第8条 条例第9条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第7号）を提出して行わなければならない。 2 条例第9条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第8号）とする。 3 条例第9条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しよととする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調査書（別記様式第9号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。 5 条例第9条第2号の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。 (土砂等管理台帳等) 第9条 条例第10条第1項の土砂管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (2) 小規模特定事業届出年月日 (3) 小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積	・搬入届は、採取場所ごと、かつ、5立方メートルごとに提出
---	--	-------------------------------------

2 第4条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量を市長に報告しなければならない。	(4) 現場管理責任者の氏名 (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量） (6) 小規模特定事業の期間 (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名 (9) 小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量 (10) 小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る。） 2 前項の土砂等管理台帳の様式は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 次号に掲げる小規模特定事業以外の小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号） (2) 小規模一時堆積事業である小規模特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号） 3 条例第10条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第14条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）を提出して行わなければならない。 4 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第10条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第14条第1項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第13号）を
--	--

(定期検査の報告等) 第11条 第4条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。 2 第4条の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。 (周辺住民等への周知) 第11条の2 第4条の届出をした者は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の周辺住民、市長が別に指定する自然保護団体その他の利害関係を有する者（以下「周辺住民等」という。）に対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。 (関係書類の縦覧) 第12条 第4条の届出をした者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に關しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第10条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民等の縦覧に供しなければならない。	提出して行わなければならない。 (水質検査) 第10条 条例第11条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、別表第1に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。 2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第11条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項に定める測定方法により行わなければならない。 3 条例第14条第2項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第1項に定める測定方法により行わなければならない。 (地質検査) 第11条 条例第11条第1項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。 (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。 (3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1及び別表第2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。 2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第11条第1項の規定による地質検査は、前項の規定に	・水質検査は、小規模特定事業区域内の土壌の汚染を全体的に反映で きる方法により行うこ と。
---	--	--

かわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第14条第2項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第12条 条例第11条第1項及び第14条第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検 査	提 出 時 期	添 付 書 類
1 第10条 第1項の水 質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第10条 第2項の水 質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第10条 第3項の水 質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

	4 第11条 第1項の地質検査 小規模特定事業を開始した日から6月ごと当該6月を経過した日から2週間以内 当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書	
	5 第11条 第2項の地質検査 小規模特定事業を開始した日から3月ごと当該3月を経過した日から2週間以内 当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書	
(標識の掲示等) 第13条 第4条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第4条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。	(標識) 第13条 条例第13条第1項の標識は、小規模特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。 2 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小規模特定事業届出年月日 (2) 小規模特定事業の目的 (3) 小規模特定事業場の所在地 (4) 小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号 (5) 現場管理責任者の氏名	・境界は杭等により表示

(土砂等の搬入車両への表示) 第13条の2 第4条の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。	(6) 小規模特定事業の期間 (7) 小規模特定事業区域の面積 (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量） (9) 小規模特定事業場の見取図（車両への表示） 第14条 条例第13条の2の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号から第4号までに掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。 2 条例第13条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨 (2) 小規模特定事業区域の所在地 (3) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称） (4) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては、名称） （小規模特定事業の完了の届出） 第15条 条例第14条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届（別記様式第15号）を提出して行わなければならない。 ・工事の最終段階で、表面を舗装又は元々あった表土で被覆等の措置を講じる場合は、その前に完了届を出して確認を受けること。
--	---

が認めたときは、これを省略することができる。 第15条から第17条まで 削除 (措置命令) 第18条 市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等を使用した土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。） (2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をする 것을要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をする 것을助けた者 (公表) 第18条の2 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えない。 (関係書類の保存)	・安全基準不適合事業者等への措置命令 ・安全基準不適合土砂搬入・使用について、搬入者への措置命令 ・安全基準不適合土砂搬入・使用について、関係者への措置命令
---	---

第19条 第4条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業について第14条第1項の規定による完了の届出をした日から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。 (現場管理責任者の義務等) 第19条の2 第4条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者(以下「現場管理責任者」という。)は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止並びに生活環境及び自然環境の保全に関し、規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。 2 第4条の届出に係る小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要であると認めてする指示に従わなければならない。 (立入検査等) 第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者(土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をする 것을要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をする 것을助けた者を含む。以下同じ。)に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他の土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第21条 削除 (規則への委任) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第23条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。	(現場管理責任者の職務) 第16条 条例第19条の2第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第9条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。 (2) 小規模特定事業に係る土壌の汚染があった場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。 (身分を示す証明書) 第17条 条例第20条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別様式第18号)とする。 (書類等の提出) 第18条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2部とする。
---	---

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条又は第5条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者 (2) 第9条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者 (3) 第10条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (4) 第10条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (5) 第11条第1項又は第14条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (6) 第20条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (7) 第20条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第5条第2項又は第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第19条の規定に違反した者 (両罰規定) 第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置) 2 この条例の施行の際現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第4条の許可を受けないで当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。 (二宮町の編入に伴う経過措置) 3 二宮町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の二宮町土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成11年二宮町条例第20号。以下「旧二宮町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 4 編入日の前日までにした旧二宮町条例に違反した行為に対する罰則の適用については、なお旧二宮町条例の例による。 附 則 (平成15年条例第30号) 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。 附 則 (平成18年条例第15号) (施行期日) 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定中新小規模特定事業(新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。)の許可等に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第5条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定により申請がなされた小規模特定事業(旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。)については、なお従前の例による。	(二宮町の編入に伴う経過措置) 2 二宮町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の二宮町土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成18年二宮町条例第14号。以下「旧二宮町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 旧二宮町条例第3条第4号及び第5号により、許可の必要のない小規模特定事業として、編入時に事業が開始されている場合は、旧二宮町条例の例による。 附 則 (平成14年条例第23号) 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 2 平成14年4月1日前に地質検査又は水質検査の試料とすため採取された土砂等又は水については、従前の例による。 附 則 (平成15年条例第12号) この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第3の1の項の改正規定は、同月16日から施行する。 附 則 (平成17年条例第7号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成18年条例第32号) (施行期日) 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第8条第3項の規定による地質分析結果証明書及び旧規則第12条の表第1項中の排水汚染状況測定結果証明書は、改正後の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第8条第3項の規定による計量証明書とみなす。 3 新規則別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)については、なお従前の例による。
--	--

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（平成 21 年条例第 27 号） この条例は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。 附 則（平成 22 年条例第 8 号） この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 24 年条例第 11 号） この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 3 年条例第 30 号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際、既に第 4 条の許可の申請をした者又は同条の許可を受けた者については、なお従前の例による。 附 則（令和 7 年条例第 19 号） （施行期日） 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に改正前の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の規定によりされている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第 4 条の 2 及び第 6 条から第 20 条までの規定の適用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に旧条例第 4 条の規定によりされている許可の申請は、改正後の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第 4 条の規定によりされた届出とみなす。 4 この条例の施行前に旧条例第 4 条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第 18 条第 4 項の規定は、なおその効力を有する。	日」という。）以後に真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により申請がなされた小規模特定事業（条例第 2 条第 2 号に規定する事業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に条例第 5 条の規定により申請がなされた小規模特定事業については、なお従前の例による。 4 施行日前に旧規則の規定により調整された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。 附 則（平成 19 年規則第 34 号）抄 （施行期日） 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。 附 則（平成 20 年規則第 39 号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成 20 年規則第 46 号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成 21 年規則第 6 号） この規則は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。 附 則（平成 22 年規則第 6 号） この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 23 年規則第 13 号） （施行期日） 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前にされた真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成 12 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 4 条（条例第 5 条第 1 項に係るものに限る。次項において同じ。）、第 8 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際現に条例第 4 条の許可を受けている者に
--	--

5 この条例の施行前にした旧条例第17条第1項又は第18条第3項から第5項までの規定による命令については、なお従前の例による。 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 7 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第8条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第15条の2第1項の議受けの許可の申請に係る旧条例第21条第2号及び第3号に掲げる手数料については、なお従前の例による。 8 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下「刑法施行日」という。）の前日までににおけるこの条例による改正後の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第23条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。	対する当該許可の取消し又は当該許可に係る小規模特定事業（条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）の停止命令の基準に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。 附 則（平成23年規則第25号） この規則は、平成23年10月1日から施行する。 附 則（平成24年規則第15号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成24年規則第36号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成25年規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年規則第21号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年規則第25号） この規則は、平成27年5月29日から施行する。 附 則（平成28年規則第8号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則（平成29年規則第18号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正後の別表第1の規定は、公布日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成12年条例第18号）第2条第1項に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附 則（平成31年規則第18号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の別表第1の規定は、公布日以後に地質検査又は水質
---	--

	検査の試料とするために採取された土砂等（真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年条例第18号）第2条第1項に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附 則（令和元年規則第6号） この規則は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和元年規則第15号） （施行期日） 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に改正前の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。 附 則（令和2年規則第47号） （施行期日） 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年条例第18号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附 則（令和3年規則第29号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （真岡市規則で定める様式に係る押印の省略の特例に関する規則	
--	---	--

の一部改正) 2 真岡市規則で定める様式に係る押印の省略の特例に関する規則（令和2年規則第48号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略 （経過措置） 3 この規則の施行の際、既に条例第4条の許可の申請をした者又は同条の許可を受けた者については、なお従前の例による。 附 則（令和5年規則第35号） 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による改正前の規定による許可を受けた行為に対する改正後の別表5の規定の適用については、なお従前の例による。 附 則（令和7年規則第13号） （施行期日） 1 この規則は、真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和7年真岡市条例第19号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正条例による改正後の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成12年真岡市条例第18号）第3条の規定により届出がされた小規模特定事業（改正条例による改正後の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第2条第2号に規定する小規模特定事業をいう。）について適用し、同日前に改正条例による改正前の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第3条の規定により許可を受けた小規模特定事業（改正条例による改正前の真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第2条第2号に規定する小規模特定	
--	--

	事業をいう。) については、なお従前の例による。	
--	--------------------------	--

別表第1（第3条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2（規格65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170—7の7のa）又は、b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に従事する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に従事する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリ	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定め

	グラム以下	る方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは、34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液

		として、水約2百ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン2百50ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c) (注[2] 第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2 (第3条関係)

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下	公益社団法人地盤工学会が定める地盤工学会基準「土懸濁液のpH試験方法」の最新のもの

別表第3（第3条関係）

項目	基準
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 小規模特定事業区域の雨水が適切に排水される設備を設けること。 3 小規模特定事業区域へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。この場合において、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがあるときには、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音及び振動の防止措置	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）に規定する特定建設作業に準ずること。
交通安全等措置	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議のうえ、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う小規模特定事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、真岡市教育委員会と協議のうえ、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。 5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂

	等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。 6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。
その他生活環境及び自然環境の保全措置	1 小規模特定事業区域周辺の地域住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。 2 小規模特定事業区域周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。

（表）

小 規 模 特 定 事 業 届

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第 4 条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 （実測） m^2 うち小規模特定事業区域の面積 （実測） m^2
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を 管理する事務所の所在地	（電話番号）	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用 される土砂等の量	土砂等の量 m^3	
小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画 ・・・別紙のとおり		

(裏)

添 付 書 類	1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあつては、登記事項証明書） 2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 1 万分の 1 以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 4 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 6 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置に関する計画書 7 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 8 その他
------------------	--

小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

備考 投入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

۱۰

別記様式第2号（第4条関係）

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置に関する計画書

項 目	内 容
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2 騒音及び振動の防止措置	
3 交通安全等措置	
4 その他生活環境及び自然環境の保全措置	

備考 真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則別表第3の基準を満たす措置の内容について記載すること。

（表）

小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第4条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 （実測） m ² うち小規模特定事業区域の面積 （実測） m ²	
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり			
小規模特定事業の目的			
小規模特定事業の施工を 管理する事務所の所在地	(電話番号)		
現場管理責任者の氏名			
小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入 予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量	m ³	1日平均 m ³
	年間の搬出予定量	m ³	1日平均 m ³
小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日		
小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり			

(裏)

添 付 書 類	1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 1 万分の 1 以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置に関する計画書 5 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 6 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 7 その他
------------------	--

公共的団体認定申請書

年 月 日

真岡市長 様

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名
電話番号

真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

（表）

小規模特定事業変更届

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第5条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

変更する事項 の内容	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由		

(裏)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。 1 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 1 万分の 1 以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 2 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積事業にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。） 3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 5 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置に関する計画書 6 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 7 その他
------------------	--

小規模特定事業軽微変更届

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したので、真岡市土砂等の埋立等による土壌の汚染の防止に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付けで届け出た小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

土 砂 等 の 採 取 場 所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり	
土砂等の採取場所の工事名等	
地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり	
地質検査の結果・・・別添のとおり	
土砂等の安全基準適合性の有無	
土 砂 等 の 搬 入 予 定 量	m³ うち今回の搬入量 m³
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
土 砂 等 の 運 搬 事 業 者 名	

土砂等発生元証明書

年 月 日

様

住 所

発生元事業者 事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工 事 等 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 等 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5, 000 m ³ 以内）
発 生 土 砂 等 の 計 量 証 明 書 の 有 無	
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 運 搬 契 約 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
発生土砂等最終処分事業者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂等の区分の欄には、改良土を除く建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

検査試料採取調書

年 月 日

住 所
採取者 所 属
職 氏 名
電話番号
印

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・完了） 水質（定期・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

別記様式第10号（第9条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳（搬入用）（ 年 月分）

小規模特定事業届出者名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	小規模特定事業届出年月日 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位 置 (小規模特定事業区域 の面積)	小規模特定事業に使用 される土砂等の量 (小規模一時堆積事 業にあっては、土砂 等の年間の搬入予定 量) (m^3)	現場管理責任者 氏名
	年 月 日 (年 月 日～ 年 月 日)	(m^2)		

土砂等の採取場所（一時堆積場）	土砂等の採取場所の事業者の氏 名 (法人にあっては、名称及び代表 者の氏名)	土砂等の採取場所に係る 工事等の内容	土砂等の採取場所に係る 工事等の責任者の氏名

日 付	土砂等の1日当たりの搬入量 (m^3)	備 考
前月までの 累 計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累 計		

備考

- 1 この土砂等管理台帳（搬入用）は、採取場所ごとに作成すること。
- 2 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
- 3 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第11号（第9条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳（搬出用）（ 年 月 分）

小規模特定事業届出者名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	小規模特定事業届出年月日 （小規模特定事業の期間）	小規模特定事業場の位置 （小規模特定事業区域の面積）	小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬出 予定量（m ³ ）	現場管理責任者 氏名
	年 月 日 （ 年 月 日～ 年 月 日）	（ m ² ）		

日 付	搬出先・土砂等の1日当たりの搬出量（m ³ ）				備 考
	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの 累 計					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累 計					

備考 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

小規模特定事業状況報告書

真岡市長 様

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日				
小規模特定事業区域の面積	㎡（うち実施済面積 ㎡）				
小規模特定事業に使用される土砂等の量	㎥（うち実施済量 ㎥）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定 量 ㎥	前回累計 量 ㎥	今回報告 量 ㎥	累 計 量 量 ㎥	備 考
合計					

小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

[illegible]

小規模特定事業水質検査等報告書

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第11条第1項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
排水及び土砂等の採取場所・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

小規模特定事業完了届

年 月 日

真岡市長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

小規模特定事業が完了したので、真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業届出年月日	年 月 日
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
	完了期日 年 月 日

(表)

9 cm		
身 分 証 明 書		
第 号		
6 cm	写真 押出 スタンプ	所属
		職名
		氏名
		年 月 日生
上記の者は、真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する 条例第20条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。		
	年 月 日	
	真岡市長	印

(裏)

真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の 防止に関する条例抜粋 (立入検査等) 第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をするを助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

参考 別紙様式第8号「発生土砂等の区分」について

- ・別記様式第8号の表中、発生土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準
となるべき事項を定める省令

(平成3年建設省令第19号)
(最終改正：平成13年3月29日)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事業業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないように、適切な施行を行うものとする。
- 3 建設工事業業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資源置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下、別表まで略

別表第 1（第 4 条関係）

第 1 種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第 2 種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第 3 種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第 4 種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第 3 種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

以下略

国官技第 1 1 2 号

国官総第 3 0 9 号

国営計第 5 9 号

平成 1 8 年 8 月 1 0 日

大臣官房官庁営繕部計画課長
都市・地域整備局都市計画課長
河川局河川計画課長
道路局国道・防災課長
港湾局建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計管理官
各地方整備局企画、営繕、港湾空港部長
北海道開発局事業振興、営繕、港湾空港部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方航空局次長
各地方航空交通管制部次長等
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
国土交通大学校総務部長
航空保安大学校校長 あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部計画課長

発生土利用基準について

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成 1 6 年 3 月 3 1 日付国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 号）は廃止する。

発生土利用基準について

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第341号、国官総第669号、平成16年3月31日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2),3),4)	コーン 指数 qc *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6),7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) wn(%)	掘削 方法
第1種建設発生土 砂、礫及びこれ らに準ずるもの	第1 種	-	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	-	* 排水に 考慮する が、降 水、浸出 地下水 等により 含水比 が増加す ると予想 される場 合は、1ラ ンク下の 区分とす る。 * 水中掘 削等によ る場合 は、2ラ ンク下の 区分とす る。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
				人工材料		
第2種建設発生土 砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの	第2a 種	800	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	-	
	第2b 種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第2種改良土	以上	人工材料	改良土{I}	-	
第3種建設発生土 通常の施工性が 確保される粘性 土及びこれに準 ずるもの	第3a 種	400	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第3b 種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
第3種改良土	以上	人工材料	改良土{I}	-		
第4種建設発生土 粘性土及びこれ に準ずるもの (第3種建設 発生土を除く)	第4a 種	200	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
		第4 種改良土	以上	有機質土	有機質土{O}	
		人工材料	改良土{I}	-		
泥土*1),*9)	泥土a	200	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土c	未満	高有機質土	高有機質土{Pt}	-	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43厚生省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環整産276環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国官計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* 1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* 2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準 (1)

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに 準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保 される粘性土及びこれら に準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○			施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれら に準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		×	

〔評価〕

- ◎: そのままで使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
 ○: 適切な土質改良(含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等)を行えば使用可能なもの。
 △: 評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
 ×: 良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下: 水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整: 利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強: 固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等: セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

〔留意事項〕

最大粒径注意: 利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
 細粒分含有率注意: 利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
 礫混入率注意: 利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
 粒度分布注意: 液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
 透水性注意: 透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
 表層利用注意: 表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
 施工機械の選定注意: 過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
 淡水域利用注意: 淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

〔備考〕

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
 ※1 建築物の埋戻し: 一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

表-3 適用用途標準 (2)

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種 改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれらに準ずるもの)	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第3種 改良土	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれら に準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種 改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土a	○		○		○		○	
	泥土b	△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準 (3)

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立※2	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第 1 種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに 準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域 利用注意
第 2 種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及び〕	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域 利用注意
第 3 種 建設発生土 〔通常の施工性が確保 される粘性土及びこ れらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	淡水域 利用注意
第 4 種 建設発生土 〔粘性土及びこれら に準ずるもの〕	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域 利用注意
泥土	泥土a	△		○		○	
	泥土b	△		△		○	
	泥土c	×		×		△	

参考表 コーン指数(qc)の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作成	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 $100 \pm 0.4 \text{mm}$ 容量 $1,000 \pm 12 \text{cm}^3$
	ランマー	質量 $2.5 \pm 0.01 \text{kg}$
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに $30 \pm 0.15 \text{cm}$ の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24cm^2 、先端角度 30° のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24cm^2 で除する。

注)ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

— この条例及び埋立て等の問い合わせ先 —

市民生活部環境課環境保全係

〒321-4395

真岡市荒町5191

TEL 0285-83-8125

Mail : kankyou@city.moka.lg.jp